

特別会計

(単位：万円、%)

会計区分	予算額	収入済額	収入率	支出済額	支出率
国民健康保険特別会計	53,604	45,011	84.0	46,020	85.9
後期高齢者医療特別会計	5,600	5,353	95.6	5,387	96.2
介護保険事業特別会計	35,337	30,490	86.3	29,598	83.8
介護サービス事業特別会計	942	833	88.4	854	90.7
簡易水道特別会計	35,056	5,662	16.2	25,568	72.9
下水道特別会計	18,908	4,834	25.6	17,860	94.5

基金

(単位：万円)

一般会計財政調整基金	118,794	老人ホーム施設整備基金	22,050
減債基金	125,350	農業振興基金	10,238
ふるさと銀河線跡地活用等振興基金	28,672	その他の基金	52,625
特別会計基金	14,526	現在高計	372,255

債務負担行為

(単位：万円)

老人福祉施設指定管理委託料	26,483
交流促進センター指定管理委託料	8,061
留辺薬町外2町一般廃棄物広域処理推進協議会負担金	1,026
新規就農支援リース事業	1,000
その他	410
計	36,980

町債

(単位：万円)

一般公共事業債	0	過疎対策事業債	362,861
一般単独事業債	6,557	臨時財政対策債	185,545
公営住宅建設事業債	6,213	減税補てん債	859
学校教育施設等整備事業債	5,481	その他の町債	240,138
辺地対策事業債	2,354	現在高計	810,008

【一般会計と特別会計】

町の予算は「一般会計」と「特別会計」に分かれています。

「一般会計」は、町の会計の中心となるもので、行政運営の基本的な経費を計上した会計です。

これに対して「特別会計」は、特定の歳入・歳出を一般会計と区別して処理するための会計です。特別会計を設けることで経理をしやすくしています。

【基金とは】

「基金」とは、町の「貯金」にあたるものです。3月末現在高は、37億2,255万円で、平成31年3月末の人口で計算すると、町民一人あたり約129万円の貯金があることとなります。

「基金」には、財政の不均衡を調整するために使う「財政調整基金」、計画的な借金の返済に使う「減債基金」、社会福祉施設の整備など、特定の目的に使う「特定目的基金」などがあります。

【町債とは】

「町債」とは、町の借金にあたるものです。3月末現在高は、81億8万円で、町民一人あたりになると、約282万円となります。

「町債」は、道路整備や施設建設などたくさんのお金が必要な事業を実施するときに借り入れます。また、元利償還金の一部が地方交付税として国より算入されているものもあります。

● 歳入の区分とは ●

- 町税＝皆さんが町に納める税金で、町民税・固定資産税・軽自動車税などがあります。
- 地方譲与税＝国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与される税で、地方揮発油譲与税・自動車重量譲与税があります。
- 地方交付税＝国税のうち所得税・法人税・酒税・たばこ税・消費税の一定割合を、地方公共団体の財政事情に応じて国が交付する税をいいます。
- 分担金・負担金＝特定の事業を行う場合、特別な利益を受ける人などから、その経費に充てるために徴収するもので、老人福祉施設利用者負担金などがあります。
- 国庫支出金・道支出金＝町が事業を行う場合、国や道から事業費の一部が交付されるものです。